

基本目標Ⅳ

生活環境

自然環境と調和したまちづくり

4-1 環境保全

4-2 環境衛生

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



4-1 環境保全

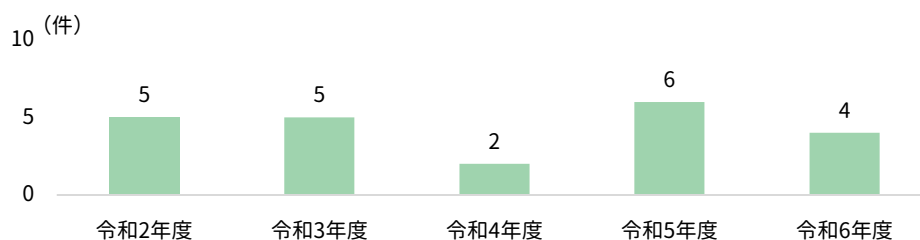
現状と課題

- 住民意識調査の結果をみると、今後のまちづくりの方向を「環境保全のまち」とする回答が継続して多くなっており、町民の環境に対する関心は高く、環境保全に向けて様々な取組が求められます。
- 環境問題の解決に向けて一体的に取り組むことが求められることから、町民や各種団体、事業者、行政等の各主体に期待される役割や行動を明らかにし、各種の施策を総合的に推進していく必要があります。
- 環境保全として、近隣住宅へ影響を及ぼすおそれのある空き家への対策を実施していく必要があります。
- 環境に係る各種補助事業については、広報紙やホームページ等により広く周知をしていますが補助件数が少ないのが現状です。
- 地球温暖化の防止に向けては、脱炭素社会づくりに向けた意識の向上を図るとともに、再生可能エネルギーの導入支援等の具体的な取組を計画的に推進していくことが求められます。
- 身近な環境美化については、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けた啓発活動や、ごみゼロ運動や地域の環境美化運動等を展開しているボランティア団体の育成・支援等に取り組む必要があります。
- 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び令和7年5月に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」について、関係機関と情報共有を図るとともに、無許可の違法埋立て及び不法投棄については引き続き監視活動を行うなど、監視体制を継続する必要があります。

【ごみゼロ運動参加団体数の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみゼロ運動参加団体数	—	—	—	48団体	54団体

【住宅用設備等脱炭素化促進事業補助件数の推移】



基本方針



- 住宅用蓄電池、電気自動車及びV2Hシステム*導入を促進し、地球にやさしい脱炭素社会を構築します。
- 埋立て事業による環境汚染や災害を未然に防止するため、関係条例・法令を遵守し住民の安全・安心な生活環境の保全に努めます。

*V2Hシステム：家庭の電力を電気自動車やプラグインハイブリッド車の充電に使えるだけでなく、これらの電気自動車等のバッテリーに蓄えられた電力を家庭でも使える、双方向の電力供給システム。

施策の体系

1 環境保全

- 1 脱炭素社会の推進
- 2 環境美化の推進
- 3 地域環境の保全

施策の内容

4-1-1 脱炭素社会の推進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素(CO2)について、実質的な排出量ゼロを目指す脱炭素社会の推進に努めます。 ◆ 戸建て住宅を対象とした住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金により、蓄電池、電気自動車、V2Hシステム導入など、再生可能エネルギーの普及促進を図ります。
主な事業	◇ 環境保全事業

4-1-2 環境美化の推進

施策の方向	◆ ごみゼロ運動の推進に努めるとともに、不法投棄問題は、引き続き監視活動を継続して未然防止対策に努めます。
主な事業	◇ 環境保全事業

4-1-3 地域環境の保全

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業用太陽光設備の設置に関し指導要綱に基づく適正指導に努め、災害の防止、生活環境、自然環境及び景観の保全等を図ります。 ◆ 環境保全としての管理不全空き家*対策を進めます。 ◆ 埋立て事業により懸念される環境汚染や災害から住民の安全・安心な生活環境を保全するため、許可申請等、適正な取り扱いを行うとともに、関係機関と常に情報共有を図るよう努めていきます。 ◆ 地下水の水質監視は継続して行う必要があることから、引き続き検査を実施し監視を行います。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境保全事業 ◇ 空き家対策事業

*管理不全空き家:適切な管理が行われずそのまま放置すれば「特定空き家」になる可能性のある空き家。

／ 成果指標 ／

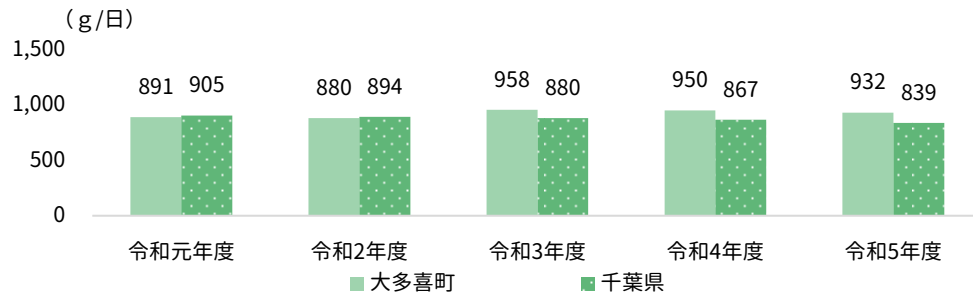
指標名	現状値	目標値
住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の年間利用件数	4件	6件
ごみゼロ運動参加団体数	54団体	54団体(現状維持)
ポイ捨てごみ回収量	3,886kg	3,886kg(現状維持)

4-2 環境衛生

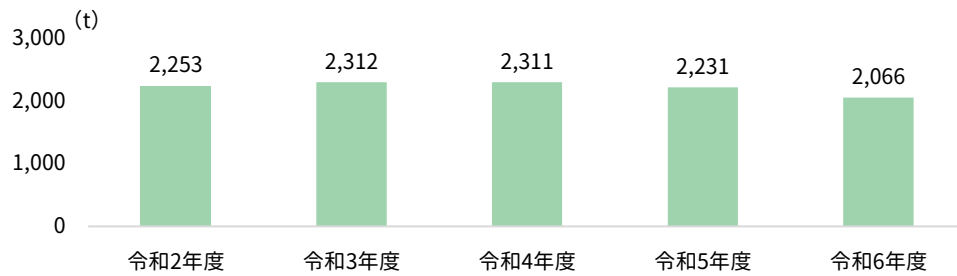
現状と課題

- 現在、可燃ごみの焼却処理は、いすみ市に事務委託し焼却処理を行っていますが、令和14年度供用開始に向け、市原市で新たに設置予定のごみ処理施設へ夷隅郡市2市2町の可燃ごみの焼却処理を事務委託することについて協議が整ったことから、今後は移行について引き続き市原市と協議を進めるとともに、町では市原市への可燃ごみの搬送に向けた中継施設整備等が必要となります。
- 分別収集品目については、「ごみ収集カレンダー」と「ごみの正しい出し方」を配布し、町民の協力を得て分別収集した上で大多喜町環境センター等において資源化を図っています。また、ごみの処理には多額の経費がかかるため、環境負荷低減の観点からも、町民や事業者、行政といった各主体が、ごみの減量化・資源化に向けて、より積極的な取組を進めていくことが求められます。
- ごみ集積所は、各行政区で設置・管理されていますが近年行政区に所属しない世帯もあることから、新たなルールづくりも求められています。
- 災害ごみの仮置き場は、現在は環境センター敷地内で対応していますが、大規模災害に対応するため、環境センター敷地とは別の場所に仮置場の設置を検討する必要があります。
- 上水道は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の水道局による給水体制の維持を図ります。
- し尿処理は、環境衛生組合による収集・処理体制の維持を図るとともに、浄化槽設置者に対し適正な維持・管理を指導していくことが必要です。
- 汚水処理は、大多喜町生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の転換を推進するとともに、関係機関と連携して今後も広報紙やホームページ等を活用し、補助金制度の更なる周知を図っていきます。
- 斎場については、いすみ市と連携を図りながら、適正な管理に努めます。

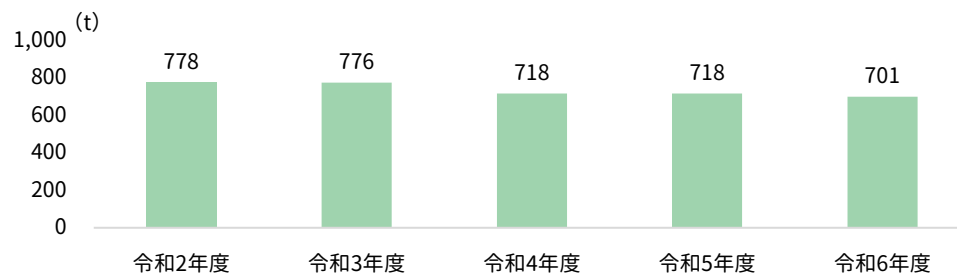
【1人1日当たりのごみ排出量の推移】



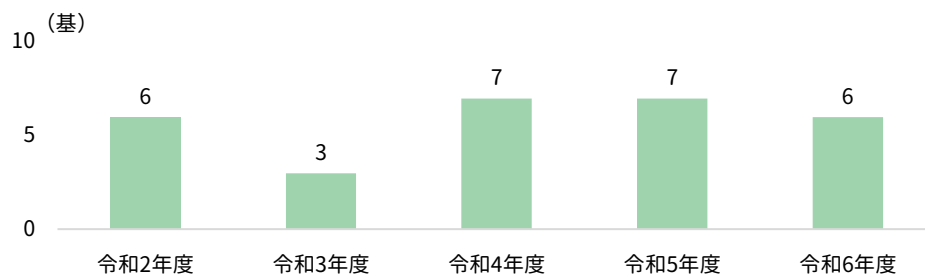
【ごみ焼却量の推移】



【ごみ資源化量の推移】



【家庭用合併処理浄化槽設置基数の推移】



基本方針



- 環境負荷の低減を目指し、ごみの発生抑制・再利用・再生利用を促進するとともに、きれいなまちづくりを推進し、循環型社会の構築を進めます。
- 安全で衛生的な水の安定供給に努めます。
- 県や周辺自治体、関係機関と連携のもと、し尿の収集・処理体制の維持や浄化槽の適正な維持・管理指導、斎場の適正管理を推進します。
- 合併処理浄化槽への転換による汚水処理を進め、河川等の公共水域の水質保全を図ります。

施策の体系

2 環境衛生

- 1 ごみの発生抑制・再利用・再生利用の意識の高揚
- 2 ごみ収集・処理体制の整備と分別の徹底
- 3 災害ごみの仮置場の確保
- 4 水道水の安定供給
- 5 上水道未普及地域への支援
- 6 し尿収集・処理体制の充実
- 7 合併処理浄化槽の設置促進及び適切な管理指導
- 8 斎場の適正管理

施策の内容

4-2-1 ごみの発生抑制・再利用・再生利用の意識の高揚

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ ごみの発生抑制・再利用・再生利用への意識高揚を目標に掲げ、広報紙・ホームページ等により住民周知に努めます。◆ 生ごみ処理機については、制度の必要性を周知し、普及促進に努めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">◇ 環境センター運営事業◇ 環境保全事業

4-2-2 ごみ収集・処理体制の整備と分別の徹底

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 人口減少・少子高齢化の進行等への対応を踏まえ、将来にわたり持続可能なごみの適正処理を確保していくために、ごみ処理の効率化や環境負荷の低減を図ります。◆ 市原市の新たなごみ処理施設供用開始となる令和14年度に向け引き続き市原市と協議を進めるとともに、市原市への可燃ごみの搬送に向けた中継施設整備等を計画的に進めます。◆ これまで各行政区でごみ集積所の設置・管理に関する手続きを行ってきましたが、今後は行政区に所属しない世帯に配慮したルールの見直しに努めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">◇ 環境センター運営事業

4-2-3 災害ごみの仮置場の確保

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 災害ごみの仮置場の確保を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">◇ 環境センター運営事業

4-2-4 水道水の安定供給

施策の方向	◆ 上水道は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の水道局による広域連携により事業を行い「夷隅地域水道事業統合・広域化基本計画」に基づき、連携する自治体と協力のもと、安定給水の維持に努めます。
主な事業	◇ 上水道運営事業

4-2-5 上水道未普及地域への支援

施策の方向	◆ 上水道未普及地域に対する生活用水供給施設の設置及び施設改修支援制度の活用促進を図り、上水道区域内世帯との均衡を図ります。
主な事業	◇ 水道未普及地域対策事業

4-2-6 し尿収集・処理体制の充実

施策の方向	◆ 夷隅環境衛生組合によるし尿処理・収集体制の維持に努めます。
主な事業	◇ 環境衛生事務費

4-2-7 合併処理浄化槽の設置促進及び適切な管理指導

施策の方向	◆ 大多喜町生活排水処理基本計画に基づき、引き続き合併処理浄化槽への転換を図ります。 ◆ 関係機関や事業者と連携を図りながら、広報紙やホームページ等による周知を推進し、浄化槽設置者に対し適切な維持・管理を指導します。
主な事業	◇ 合併処理浄化槽設置整備事業

4-2-8 斎場の適正管理

施策の方向	◆ いすみ市と連携し、斎場の計画的な維持・管理と効率的な運営に努めます。
主な事業	◇ 斎場無相苑管理運営事業

／ 成果指標 ／

指標名	現状値	目標値
一般廃棄物排出量	2,662t	2,569t
ごみ資源化率(焼却灰を除く)	16.1%(429t)	16.2%(416t)
汚水処理人口比率	47.5%	51.7%

／ 関連計画 ／

計画名	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	令和8年度～令和22年度
中継施設基本構想	令和8年度～令和13年度
循環型社会形成推進地域計画	令和8年度～令和13年度
大多喜町生活排水処理基本計画	令和7年度～令和16年度



環境センターの様子